【水産林務部所管分】

令和4年第1回北海道議会定例会予特〔水産林務部審査〕開催状況

台

開催年月日 令和4年3月16日(水)

質 問 者 民主・道民連合 高橋 亨 委員

答 弁 者 水産林務部長、水産局長

弁

森林計画担当局長、国際漁業担当課長 森林整備課長

旨

要

質 問 要

ダイオキシンを含む2・4・5-T系除草剤について(一) 所管の確認について

ベトナム戦争で使用されたダイオキシンを含む2・4・5-T系除草剤、当時は「枯れ葉剤」と呼ばれていた。ベトナムの密林に上空から大量に散布された訳であり、この枯れ葉剤は催奇形性・発がん性が強いということは皆さんご存じのとおり。

今でもベトナムでは110万人ともいわれる方々がその 影響で苦しんでいるというのが現状。

やがて、この枯れ葉剤を散布した米兵や散布後にジャングルに侵攻していった米兵にも同様の症状が現れたことから、アメリカはこの枯れ葉剤の散布を中止し、米国モンサント社に輸出していた三井東圧化学も製造中止した。

これを受け、国内の国有林に同製品を散布した林野庁は、昭和46年11月5日に全国の営林局に対し、林野庁長官通達を発出し、2・4・5-T系除草剤と有機塩素系の殺虫剤の使用禁止、さらには国有林内への埋設廃棄を指示した

北海道においても、夕張市、遠軽町、音更町、清水町、 標茶町、本別町など7カ所に埋設廃棄されたが、林野庁長 官の通達で始まったこの猛毒の廃棄について、水産林務部 が窓口ということでいいのか伺う。

(二)情報を知り得た時期について

埋設廃棄は秘密裏に行われた訳であり、道がこのことを 知ったのはいつ頃になるのか伺う。

(三) 道の対応について

確認していたようなものだということであり、確信はないということであるが、毒物および劇物に匹敵する人工的な化学薬品が国有林内とはいえ、政府の方針で山中に埋設廃棄されたことについて、道は政府にどのような対応をしてきたのか伺う。

(四) 当該自治体との情報交換について

埋設廃棄された場所が国有林内であったとしても、当然、政府は自治区域内であることから当該自治体に説明があったものと推測する。道として当該自治体とはどのような情報交換をしたのか伺う。

〇 本橋森林整備課長

答

除草剤の埋設についてでありますが、除草剤は北海道森林管理局が所管する森林に埋設されていることから、 民有林を指導する立場から水産林務部がこの案件に関わってきており、民有林において、病害虫の防除などの目的で農薬が使われる場合には、その適正な使用を指導しているところであります。

〇 本橋森林整備課長

除草剤の埋設の情報についてでありますが、昭和46年に、国が除草剤の埋設処理を行ったことについて、当時の国からの情報提供に関する資料などが存在していないことから、昭和59年に、林野庁が全国の埋設箇所の確認調査を行っており、その時点では、道は、埋設の事実を確認していたものと考えております。

〇 本橋森林整備課長

道の対応についてでありますが、除草剤の埋設に係る 当時の資料が存在せず、道が、国にどのような対応を行ったか確認することができない状況にあります。

〇 本橋森林整備課長

埋設された自治体との情報交換についてでありますが、 当時の営林局では、関係市町村に対し、埋設に係る情報 提供を行っていたものと考えておりますが、当時の資料 が存在せず、事実関係を確認することができない状況に あります。

(五) 異なる処分について

廃棄された除草剤や殺虫剤のうち、約半数の埋設場所で 林野庁の指示と異なる手法で廃棄されていることが昭和5 9年の調査で明らかになった。このきっかけとなったのは、 宇和島において埋設廃棄した場所からダイオキシンが漏出 したのが明らかになったことから分かった。

道内では7カ所のうち、2カ所が異なる埋設廃棄を、1カ所が報告と異なる場所に埋設廃棄したことが明らかになった訳だが、この事実について道は政府に対しどのような対応を行ったのか伺う。

(六) 庁内連携について

46年の資料も全くない、59年の資料も全くない、分からないというのが今の状況ということである。

林野庁は、この異なる埋設が発覚したのを期に当時の環境庁とも連携を取り始めた。水産林務部が道の関係部局とどのように連携されてきたのか伺う。

(六) 一再

関係部局と連絡会議を設置をしてということだが、情報 交換を行った程度で、異なった廃棄をしていたという事に 対し、どのような対策を国が取るのかという事はやってい なかったということ。

ダイオキシンを含む枯れ葉剤であり、そんなに安易なものではないと思うが、59年に発覚してから関係部局との連絡会議を作った、情報交換程度のものだということだが、全くその程度の話なのか。検討・協議、例えば意見交換をしたのかどうか、お互いの情報を交換した程度なのか、改めて伺う。

(六) 一再々

59年には、埋設したところからダイオキシンが漏出したということで、改めて全国の埋設箇所について調査した訳だが、平成10年に改めて打合せ会議を開いたという時期的なものと、そこで新たに事案が表出したのかどうなのか、なぜ10年にこの会議を改めてやったのか伺う。

いずれにしても、これらの資料だとか報告書は全くないようなもので、この問題についての窓口である部の受け止め方や意識がかなり希薄だと言わざるを得ない。なぜ10年にやったのかも改めて伺ってもその内容は分からない。

(七) 道の調査について

林野庁は年に2回、春と秋に現地調査を続けているが、この調査は現地に行って目視で見て歩くだけ。例えば土をサンプリングして漏出しているかということを調べる訳でもない、ただ行って見てくるだけという調査だが、道は道民の安全・安心を確認するためにもこの調査に同行すべきだと思うが、自ら確認を行っているのか伺う。

〇 本橋森林整備課長

国への対応についてでありますが、本道の国有林における除草剤の埋設については、2か所は薬剤が入った缶をそのまま又はビニール袋に包んで埋設し、1か所は記録された箇所と異なる箇所に埋設されたことが、森林管理局からの連絡により明らかになっておりますが、当時の道の資料が存在せず、国への対応は確認できない状況にあります。

要

〇 本橋森林整備課長

庁内連携についてでありますが、昭和59年に林野庁が全国の除草剤の埋設箇所を対象に調査を実施したことを受けて、当時の道の林務部では、同年に庁内関係部で構成する連絡会議を設置し、対策などについて情報交換を行い、その後、平成10年にも、水産林務部が庁内関係者との打合せ会議を開催し、情報共有や今後の対応について意見交換を行ったものと承知しております。

〇 本橋森林整備課長

会議の内容についてでありますが、昭和59年に連絡会議が3回開催され、平成10年には打合せ会議が1回開催されていることを確認しており、昭和59年の連絡会議については、当時の資料が存在しないため、詳細な検討内容等は不明でありますが、平成10年の打合せ会議では、ダイオキシンの性質に関する知見や、埋設した除草剤に関する北海道営林局の対応方針などの情報の共有が行われたことを確認しております。

〇 本橋森林整備課長

平成10年の打合せ会議の開催の経緯についてでありますが、道の対策状況についての再確認など、営林局への対応と関係部との打合せを行うために関係部への周知と今後の対応について意見交換などを行ったと承知しております。

〇 土屋森林計画担当局長

道の調査についてでありますが、北海道森林管理局では、埋設された除草剤の管理を行っており、これまで調査には同行していませんが、水産林務部としても、今後、定期点検に同行する考えであります。

質 問 要 旨 答

(七) 一再

今後は同行するということであり、窓口である水産林務部が同行するのは当然のことだと思うが、漏出してからは当時の環境庁、今の環境省が深く関与してきている。したがって、関係部局とも連携を取るべきだと思う。道でいえば環境生活部とも連携を取って調査をした方が良いのではないかと思うが、見解があれば伺う。

表層から1メートル下に埋めている、これが埋め立ての時の基準であるから、現地に行っても目視だけではよく分からない、場所によっては金網で囲っているところもあり、立て看板をつけているところもあるが、道内の7箇所がそういう状況になっているかどうか、道の方でも確認していないのではないかと思っている。

そういった状況をただ見てきただけで分かるのかどうなのか、例えば熊が冬眠するときや小動物が穴を掘ることもある。周りの植生にどういう影響があるかというのも、対応していかなければならないと思っており、できる限りモニタリングをして、漏出があるかどうかを含め、目視だけではなく、科学的なデータも含めて調査すべき。そういう取扱をしていただきたいと要望しておく。

(八) 土壌汚染対策法について

政府は、埋設場所や埋設物について公表することに非常に消極的であり、今も秘密主義を継続している状況。

私たちが先程の夕張市を中心に7箇所の場所がどこだといっても教えていただけないということである。したがって、登山や山歩きが好きな方がいても、どこにそれがあるのか分からない、金網や看板があるところもあるが、公表はしていない。

土壌汚染対策法の第5条には「都道府県知事は、土壌汚染による健康被害が生じる恐れがある土地の調査をさせ、その結果を報告すべきことを命令することが出来る」ことになっている。道が主体として埋設者である政府に対して調査報告を求めることが出来る。

無論、土壌汚染対策法は鉛やヒ素などの26種類の有害物質を対象にしており、2・4・5ーT系ダイオキシンはこの中に含まれていないが、人体に影響を来す物質は、年々多岐に渡っている。

国内の米軍基地で漏出したPFOSや、大阪のダイキンの排水からPFAS、これらの中から非常に人体に影響を及ぼすものが検出されている。

土壌、大気、排水は常に環境汚染に晒されており、人体の健康に影響があると林野庁が判断し、毒物・劇物法まで運用して埋設廃棄をした物質の埋設調査の報告を、なぜ政府に求めなかったのか伺う。

関係する市や町の意向も踏まえながらといっても、道と同じようにそれら自治体の方々が認識をされて、行政として継続してそのことが引き継がれてきたのか、道の状況を見ると疑義があり、市町村からこの問題について報告して欲しいという話が出る訳もない。

だとすれば、広域にわたっている問題であり、道が主体とり、それを求めていくことが当然のことである。

〇 土屋森林計画担当局長

弁

道の調査についてでありますが、関係部局ともしっかり連携をして適切に対応してまいりたいと考えております。

要

旨

〇 本橋森林整備課長

埋設調査の報告についてでありますが、本道の国有林における除草剤の埋設については、林野庁・北海道森林管理局において適切に対応すべきものと考えておりますが、道としては、今後、関係する市や町の意向も踏まえながら、国に対し必要な対応を求めてまいります。

質 問 要 旨 答 弁

(八) 一再

林野庁は、自治体の要請があれば点検記録簿の報告を即 時、適切に知らせると答えている。なぜ、そのことを確認 しなかったのか改めて伺う。

(九) 道民への公示について

第6条では「当該汚染による人の健康に関わる被害を防止するための当該汚染の除去、当該汚染の拡散防止、その他の措置を講じる必要がある地域として指定しなければならない」その場合は公示しなければならない。今は土壌汚染対策法の対象物質ではないかもしれないが、人体の健康に有害なことが明らかである物質が埋設されている訳であり、このことを道民に知らせることをなぜ行わないのか伺う。

(九) 一再

保全管理に影響があるということは、犯罪などに使われるかもしれない危惧があるから。だとすればきちっと管理をしなければいけないということだと思っており、管理が行き届いていないと言うことを自ら認めているようなもの。これは言い返せば、行政は何をやっていたんだということ。行政は当然のことながら、国民の安心・安全、道民の安全・安心を守らなければならない。

なぜ、そういうことを公表しないのか、改めて伺う。

今聞いても公表するとは言っておらず、公表は期待できないのかもしれないが、一方の法律でそれを謳っているわけであり、道としてきちっと検討をし、道民に公表するべきだと思う。

(十) 今後の取組について

これまで話を伺う限り、水産林務部は今現在も道内に埋設されている枯れ葉剤を、政府の責任において管理すべきものとしており、道民の健康を阻害するおそれのあることを知りつつ放置をしてきたのではないか。

今後、この問題についてどのように取り組んで行くのか 伺う。

(十一) 問題意識の希薄さについて

部長もやりとりをお聞きのとおりである。この事案に関わってきた部として、あまりにも問題意識が希薄だったんではないかということを言わざるを得ない。

極端に言うと国のやっていることだから国の責任。私たちは民有林担当だから関係ないということなのか。途中で知りつつも関与を避けてきた。道民の健康に影響を与える可能性がある事案でありながら、行政として記録さえも残

〇 土屋森林計画担当局長

点検記録簿についてでありますが、本道の国有林における除草剤の埋設については、国において適切に対応すべきものと考えているが、道としては、今後、関係する市や町の意向も踏まえながら、国に対し、必要な対応を求めてまいります。

要

旨

〇 本橋森林整備課長

道民への公示についてでありますが、道としては、除草剤の埋設に関する業務については、林野庁・北海道森林管理局の責任において取り組むべきものと考えております。

なお、国では、埋設箇所の保全管理に影響が出ないよう、具体的な場所については公表していないものと承知 しております。

〇 土屋森林計画担当局長

埋設物の管理についでありますが、道としては、埋設された除草剤の管理については、国の責任において取り組むべきものと考えておりますが、今後、埋設地周辺の状況の把握などについて、必要な対応を国に求めるとともに、国の定期点検に同行するなど、関連する市や町と情報共有を図りながら、連携して取り組む考えであります。

〇 土屋森林計画担当局長

今後の取組についてでありますが、道としては、人体などに有害な影響を及ぼす恐れのある除草剤について、環境汚染を未然に防止し、森林生態系の保全や、住民の方々の安全・安心を確保するため、適切に管理されることが重要と考えております。

現在、本道の国有林内に埋設されている除草剤は、北海道森林管理局の責任において、適切な保全管理が行われているものと考えておりますが、化学物質等による環境汚染の防止などを所管する環境生活部など関係部との連携をより強化しながら、国に対し、適切な対応を求めてまいる考えであります。

〇 佐藤水産林務部長

除草剤の埋設に対する見解についてでありますが、国では、国有林で使用していた除草剤に微量のダイオキシン類が含まれ、人体に影響を与える可能性があることから、昭和46年から除草剤の使用を中止するとともに、未使用の除草剤を国有林に埋設処理し、管理を行っているところでありますが、道としては、過去の取扱が必ずしも十分ではなかったものもあると考えており、より高

 答
 弁
 要
 旨

していなかったこと、行政は継続であることが基本である にもかかわらず、引き継ぎがなされてこなかったこと。私 はこの事案に対して、道民の安全・安心を最優先課題とす る行政組織として、厳しく非難される内容ではないかなと 思う。強く反省を求めたいと思うが、部長の見解を求める。 い問題意識を持って対応すべき案件と考えております。

道としては、除草剤による人体や環境への影響を未然に防止することが最も重要と考えており、今後、森林管理局が行う定期点検への同行に加え、関係する市や町、庁内関係部との連携を強化し、国が進める除草剤の撤去に向けた技術的な調査についての情報提供など、適切な対応を国に求め、豊かな生態系を育む本道の森林の保全と、住民の方々の安全・安心が確保されるよう取り組んでまいります。

是非、よろしくお願いしたいと思っている。

道内の7カ所で、一番多く埋設されているのは夕張市であるということで、知事は夕張の市長2期8年務めたわけであり、当然、このことを知っていなければならないはずであり、道としての広域自治体としても当然のことだと思っているので、<u>知事の見解も聞きたいと思うで、委員長のお取りはからいをお願いしたい。</u>

二 今後のロシアとの漁業交渉について

(一) 国の情報について

領海を接している北海道は、この間、ロシアとの漁業交渉を経てロシア200海里水域や北方4島の豊かな漁場での漁を行ってきた。

例年だと、今月は「サケ・マス漁業交渉」が政府間交渉で行われ、来月には貝殻島昆布漁業交渉が民間レベルで行われることになっているが、ウクライナ情勢もこれ有りで、先の見えない状況に置かれており、関係者は日々不安が募っている。予断を許さない世界状況となっているが、北海道だけが例外という甘いことにもならないから、尚更心配だろうと思う。

また、仮に交渉が成立したと仮定しても、協力金の送金が国際銀行間通信協会、いわゆるスイフト(SWIFT)からロシアを排除するようであり、現在の漁業交渉に対する状況は、非常に混迷している。国の情報について伺う。

(二) 1月からの影響について

(欠)

(三) 地元漁協等との連携について

本当は平年であれば、春から夏にかけて北海道の海は非常に活気が戻ってくる。昆布漁も始まるが、直近で心配なのは貝殻島周辺での昆布漁である。

仮に、ウクライナ戦争が平和的に解決せず、ロシアの日本に対する非友好国指定が解除されない限り、昆布漁に大きな影響が生じると思っている。

これらの状況は逐一地元漁協などに説明されているのか 伺う。

(四) 国との協議について

当然のことながら補償などの話が惹起されてくると思う 訳ですけれども、道として水産庁と協議を行っているのか 伺います。

〇 笠谷国際漁業担当課長

漁業交渉に関する情報についてでありますが、例年3月に開催されるさけ・ます漁業交渉及び4月に開催される貝殻島昆布漁業交渉については、現在、それぞれの交渉の窓口である水産庁、北海道水産会から、ロシア側と開催日程を調整しているとの連絡を受けております。

道としては、引き続き、水産庁や外務省、北海道水産会と一層の連携を図り、交渉日程や交渉に当たってのロシア側の意向などの情報を収集し、漁業者等への情報提供を行う考えであります。

〇 笠谷国際漁業担当課長

貝殻島昆布漁業についてでありますが、例年、貝殻島 昆布漁業交渉は、さけ・ます漁業交渉が開始された後に 行われておりますが、現時点では、開催時期が決まって いない状況であることから、道としては、さけ・ます漁 業交渉の開催状況を注視しつつ、引き続き、国や交渉の 窓口である北海道水産会と連携し、交渉等に関する情報 の収集と提供を行う考えであります。

〇 古村水産局長

国との協議についてでありますが、ロシアとの漁業交渉については、さけ・ます漁業交渉をはじめ、開催日程が決定されてない状況にあることから、円滑な妥結に向

質 問 要 旨 答 弁 要 旨

(五) 交渉の行方について

今後は、今年の春から冬にかけて、ホッケ、タコ、スルメイカ、サバ、マイワシ、シロザケ、紅ザケ、スケソウダラ、マダラ、サンマ等が対象になってくるが、ロシアとの漁業交渉が頓挫した場合の漁獲高・漁獲量はどのような影響が想定されるのか、最悪の場合を想定して数字を伺う。

(六) ロシア漁船への影響について

ロシアとの漁業交渉が頓挫した場合には、その影響はロシア漁船にも及ぶと思うが、ロシア漁船はどの程度の影響があるのか伺う。

(七) 今後のロシアに関わる課題について

日口漁業交渉が頓挫すれば、隣接の地域の漁業者については壊滅的な打撃となる。

また、ロシアから日本に輸入される水産物の割合は、タラバガニ85%、毛ガニ97%、ウニ75%、紅鮭71%を占めており、その他にも先ほどあったように、イクラやタコ、ボタンエビなどの魚種も輸入に頼っている。

美味しい水産物が売り物の北海道の食への影響も計り知れない。そしてそれはまた、北海道の魅力である観光への影響も来してくる。海産物が品不足であったり、簡単に口に入らないほど高価であるということであれば、回復を願う北海道の観光にも大きなダメージがある。

当該のロシアが、ウクライナの国民に多くの犠牲を強いている戦争を起こしていることから、この解決のために経済制裁はやむを得ないとしても、返り血の大きさを政府はどのように考えているのか、まったく明らかにしていない。

国境隣接地である道は、他の都府県とは比べものにならないほど不安を抱き、先行きを懸念している。

北海道の水産を担う部長として、様々な事を想定しながら対策を検討しなければならないと思うが、部長の見解を伺う。

北海道の基幹産業である水産物に対する影響、これは日 ロ漁業交渉において様々出てくる。大変大きな問題であり、 これから知事が国の方にも要請をしなければならないこと も多いだろうと思っている。 <u>知事の見解を聞きたいと思う</u> <u>ので、お取り計らいをよろしくお願いいたします。</u> けて交渉が開始されることが重要と考えております。

なお、3月2日に開催された参議院予算委員会において、ロシアのウクライナ侵攻に関連して岸田総理大臣が「漁業者の収入減少など様々な事態にも政府として、できる限り支援を行う姿勢は重要」と発言されており、道としては、今後の政府の意向を注視し対応してまいる考えであります。

〇 笠谷国際漁業担当課長

漁獲への影響についてでありますが、日本漁船への漁獲割当量と協力費は、漁業交渉により決められており、令和3年の日本200海里水域におけるさけ・ます漁業を例にあげると、漁獲割当量は2,050トン、協力費が2億6千万円から約3億円となっており、その他の貝殻島昆布漁業をはじめ、北方4島周辺水域における操業、いわゆる安全操業や地先沖合漁業を含めると合計で9万9千トンが割り当てられており、今後の漁業交渉の状況を注視してまいります。

〇 笠谷国際漁業担当課長

ロシア漁船への影響についてでありますが、日本200海里水域におけるロシア漁船の漁獲割当量は、漁業交渉により決められ、本年は、ロシア漁船89隻に対し、サバやマイワシなど75,000トンの漁獲量が割当てられており、今後の漁業交渉の状況を注視してまいります。

〇 佐藤水産林務部長

国際漁業交渉などに関する今後の対応についてでありますが、ロシアとの漁業交渉については、一刻も早く交渉が開始され、サケ・マスなどの漁獲の確保と、漁業経営の安定化につなげ、漁業者の不安を払拭することが重要と考えており、道としては、引き続き国や関係団体と連携し、情報収集や漁業者への情報提供を行う考えであります。

こうした取組に加え、ロシアからの輸入水産物の減少に対応するため、流通や消費などの影響の把握に努めながら、秋サケの資源回復に向けた対策やウニの種苗の計画的な生産など、喫緊の課題に的確に対応するとともに、近年、生産量が増加しているブリやイワシなど道産水産物の付加価値を高めた消費を拡大し、本道の水産業が持続的に発展できるよう取り組んでまいります。